

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

林政課

【告示】

○ 保安林の指定予定

治山課

【公告】

○ 令和二年度行政書士試験の実施
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

総務学事課
県民生活交通課

○ 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧

自然環境課

【人事委員会】

○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
○ 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

人事委員会

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

【監査公表】

目次

○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表

監査事務局

担当課（室）

◎岡山県規則第五十四号

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

様式第三号表)中

借 用 金 額	借 用 金 額

を

に改め、同様式)裏中

借 用 金 額	連 帯 保 証 人 の 極 度 額

「第7条 連帯債務者は、この契約による一切の債務について、各自連帯してこれが履行の責めを負うものとする。」を
「第7条 連帯債務者は、この契約による一切の債務について、連帯して履行の責めを負うものとする。」

2 甲による乙に対する履行の請求は、連帯債務者に対しても効力を有するものとする。

3 甲による連帯債務者に対する履行の請求は、乙に対しても効力を有するものとする。

「3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。」を

「3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。」に改める。

4 甲による丙に対する履行の請求は、乙に対しても効力を有するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年7月7日 岡山県公報 第12208号

◎岡山県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

井原市木之子町字向山五一八二、五一八三の一、五一八三の二、五一八四の一、五一八七の一、五一八七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山五一八三の一・五一八三の二・五一八四の一・五一八七の一・五一八七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年7月7日 岡山県公報 第12208号

〔三〇六〕行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三条第一項の行政書士試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。なお、試験の施行に関する事務は、同法第四条第一項の規定により、一般財団法人行政書士試験研究センターに行わせる。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時

令和二年十一月八日（日曜日）午後一時から午後四時まで

二 試験の場所

山陽学園中学校・高等学校（岡山市中区門田屋敷二丁目二番一六号）

三 試験の科目及び方法

1 試験の科目

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 四十六題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和二年四月一日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 十四題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解についてそれぞれ出題する。

2 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、1(1)については択一式及び記述式、1(2)については択一式とする。なお、記述式は、四十字程度で記述するものを出題する。

四 受験願書及び試験案内の配布

1 窓口配布

(1) 配布期間

令和二年七月二十七日（月曜日）から同年八月二十八日（金曜日）まで（土日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(2) 配布場所

ア 一般財団法人行政書士試験研究センター

イ 岡山県庁（県民室及び総務部総務学事課）

ウ 各県民局地域政策部総務課

エ 各県民局地域政策部地域総務課

オ 岡山県行政書士会

2 郵送配布

住所、氏名及び郵便番号を記載し、百四十円分の切手を貼付した返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の受験願書が折らずに入る大きさのもの）を同封した上、郵便で令和二年八月二十一日（金曜日）（必着）までに請求すること。

請求先 〒二五二一〇二九九 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

五 受験手続

1 郵送による受験の申込み

(1) 受験願書の受付期間

令和二年七月二十七日（月曜日）から同年八月二十八日（金曜日）まで（同日の消印があるものまで受け付ける。）

(2) 受験願書の受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課。受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送すること。

(3) 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

2 インターネットによる受験の申込み

(1) 受験の申込みの受付期間

令和二年七月二十七日（月曜日）午前九時から同年八月二十五日（火曜日）午後五時まで

(2) 入力に当たっての注意事項

ア 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp/>）で確認すること。

イ 令和二年八月二十五日（火曜日）は回線が混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されるため、早めに申し込むこと。

ウ 令和二年八月二十五日（火曜日）午後五時までに申込みの入力を完了していない場合は、接続中又は入力中であっても受験の申込みができなくなるので注意すること。

3 受験手数料

七千円。試験案内に記載する方法により払い込むこと。

(1) 払込みに要する費用は、申込者の負担とする。

(2) 払い込まれた受験手数料は、天災等の理由により試験を実施しないこととした場合等を除き、返還しない。

(3) インターネットにより受験の申込みを行う場合は、所定のクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

4 試験に関する問い合わせ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号〇三―三二六三―七七〇〇

六 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等受験に際して特例措置を希望するものは、事前の申請の申請が必要となるため、受験の申込みを行う前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターに相談すること。

七 合格発表

1 合格発表の日時

令和三年一月二十七日（水曜日）午前九時

2 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及び同センターのホームページ並びに岡山県総務部総務学事課前及び同課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/5/>) に合格者の受験番号を掲示するとともに、同センターから受験者に可否通知書を郵送する。

〔三〇七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みんなの集落研究所

三 代表者の氏名

石原 達也

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区表町一丁目四番六四号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に中山間地域をはじめとした、人口減少や少子高齢化等に起因する課題をもつ岡山県内の地域・集落に対して、その維持と発展に関する調査研究及び提言、マッチング、コンサルティング、人材育成などに関する事業を行い、諸機関とのネットワークを構築しながら、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

会議に関する事項

〔三〇八〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する法第二十八条第四項の規定により、指針の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案について意見を有する区域の住民及び利害関係人は、法第二十九条第四項において準用する法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 鳥獣保護区特別保護地区の名称
和意谷鳥獣保護区特別保護地区
- 二 鳥獣保護区特別保護地区の区域
次の図のとおりとする。

- 三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間
令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

- 四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
次のとおりとする。

- 五 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間

令和二年七月七日から同月二十一日まで

- 2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課
及び同部東備地域森林課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県人事委員会規則第十三号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月七日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一児童相談所の項中「一」を「二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第十四号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月七日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「口蹄疫、豚コレラ」を「口蹄^び疫、豚熱」に改め、同条第二項第三号中「炭^そそ、ブルセラ病、鼻^そそ、豚コレラ」を「炭^そ疽、ブルセラ症、鼻^そ疽、豚熱」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県公安委員会告示第百号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年七月七日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	令和二年九月二十三日（水曜日）及び同月二十四日（木曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

(ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地在管轄する警察署の生活安全課

令和2年7月7日 岡山県公報 第12208号

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和二年八月三日（月曜日）から同月七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 受講手数料

一万四千元

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

5 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

7 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎岡山県監査公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和二年七月七日

岡山県監査委員	小林 義明
岡山県監査委員	上田 勝義
岡山県監査委員	山本 督憲
岡山県監査委員	佐藤 由美子

令和2年7月7日 岡山県公報 第12208号

監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局)	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県育英会 (教育庁)	令和2年1月17日	令和2年3月27日
監査の結果（指摘事項） <p>奨学金に係る未収償還金が、前年度末に比べ約3,590万円増加し、平成30年度末の残高は300,917,796円であり、多額となっている。</p>		
措置の状況 <p>当育英会では、貸与段階における奨学生と保護者への奨学金制度の周知に努めるため、「事前確認書」を求めたり、借用証書記入時に金融教育を含め説明を行うなど返還意識の向上を図っている。</p> <p>また、新たな未収償還金の発生防止に努めるため、口座振替不納者に対して、迅速な電話督促を実施するとともに、過年分滞納者のうち1年未満の返還者への督促を強化したことにより、滞納者総数を減少させている。</p> <p>現在は、納付しやすい環境の整備を図るため、振替可能な金融機関の拡大や他団体が実施しているコンビニ収納の導入、プロポーザル制度による債権回収会社の選定について、具体的な導入方法や経費等を検討しており、県担当部局と連携し、予算化に向けた準備を進めている。</p> <p>さらに、滞納対策の強化として、法的措置対象者基準の見直しにより、対象者を拡大し、未収償還金の回収に努める。</p>		